公募型見積合わせ公告

次のとおり公募型見積合わせを実施します。

１．調達内容

（１）調達件名及び番号：

人工気象器の購入　　高大Ｃ26－003

（２）調達内容：　人工気象器　一式

（３）納入期限：令和８年 12 月 21 日（月）

（４）納入場所：高知県香美市土佐山田町宮ノ口 185 番地

高知工科大学香美キャンパス教育研究棟 C

２．見積参加資格

（１）高知県公立大学法人契約事務取扱規程（以下、「契約事務取扱規程」という。）第３条に規定する事項に該当する者は、見積合わせに参加する資格を有しない。

（２）次のいずれかの入札参加資格を得た者（いずれも本調達物品を取扱えること）

ア　各省庁の全調達機関において有効な統一資格

イ　高知県における競争入札参加資格

（３）この公告の日から見積提出期限の日までの間に、国又は地方公共団体から取引停止の措置を受けていない者であること。

（４）虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、見積合わせに参加する資格者であることを認めない。

（５）公告に記載の提出物を指定された期日までに提出しなかった場合、入札に参加する資格者であることを認めない。

３．見積参加申込

（１）見積競争に関する問い合わせ先

〒782-8502 高知県香美市土佐山田町宮ノ口 185 番地

高知工科大学（香美キャンパス）

担当者：財務部財務課　佐竹

TEL：0887-53-1114

E-mail　：account@ml.kochi-tech.ac.jp

（２）見積参加表明書の提出

本件への参加を希望する者は、見積参加表明書（様式１）を作成し、８月 31 日（月）17 時 00 分までに、タイトルに「見積参加表明　高大Ｃ26－003」と記載し、見積参加表明書及び、各省庁の全調達期間の統一資格又は高知県における競争入札参加資格の

うち、いずれか現時点で有効なものの写しを添付のうえ、（１）に記載のメールアドレス宛に提出すること。見積参加表明書を提出していない者の競争参加は認めない。

（３）質疑回答書（交付書類に添付）の受付期限及び回答日

ア 受付期限：　令和８年９月３日（木）17 時 00 分（必着）

本件に係る質疑については、本学指定様式の質疑回答書（様式２）にて受付けるものとする。口頭による質疑は受付けない。質疑回答書はメールで提出すること。メールで提出した際は、上記担当者へ電話連絡を行うこと。

イ 提出場所：　上記（１）に同じ。

ウ 回答日（予定）：　令和８年９月８日（火）

質疑回答書による回答を、競争参加者全員に通知する。なお、質疑がなかった場合は通知しないものとする。

４．見積方法

（１）本学指定様式の見積書（様式３）を１通作成し、見積提出期限までに下記提出場所へ直接又は郵送（一般書留又は簡易書留）にて提出すること。いずれの場合も、封印し、封筒の封皮に「氏名（法人の場合はその名称又は商号)」及び「人工気象器一式　高大Ｃ26－003 の見積書在中」と朱書すること。提出期限を過ぎて到着したものは受け付けない。なお、提出後の見積書は、取替、変更、取消をすることはできない。

（２）委任状について

見積書の氏名が、競争入札参加資格に記載されている代表者と異なる場合は、見積書提出時に委任状（省庁又は高知県に提出済みの委任状の写し又は本学様式）を添付すること。

（３）見積書の提出場所等

３．（１）に同じ

（４）見積提出期限

令和８年９月 15 日（火）　17 時 00 分（必着）

５．見積の無効

（１）指定様式以外で提出されたもの

（２）見積金額のないもの

（３）見積金額の記載が不明確のもの

（４）同一人が提出した２通以上の見積書

（５）参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの

（６）見積金額の記載を訂正したもの

（７）公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出したもの

（８）誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの

（９）封印がされていない封筒に入ったもの
（10）この公告において示した見積書の提出期限までに到達しなかったもの
（11）その他公募型見積合わせに関する条件に違反したもの

６．契約の相手方の決定
（１）見積合わせの結果、無効のものを除き、本学の要求仕様を満たし、最低の価格をもって見積りした者を契約予定者とし、契約の協議を行うものとする。
（２）前項の場合において、同価格の最低価格見積者が２者以上いる場合は、再度見積書を提出するものとする。ただし、再度見積においても同価格の最低価格見積者が２社以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定する。（詳細は別紙「競争見積におけるくじ引き方法について」のとおり）
（３）契約の相手方に決定した者が、指定の期日までに契約書の取り交わしを行わない場合は、契約の決定を取り消すものとする。

７．その他
（１）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
（２）契約保証金
契約事務取扱規程による。
（３）契約書の作成
ア　見積合わせの結果、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から 14 日以内に契約書の取り交わしを行うものとする。
イ　契約責任者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
ウ　契約の相手方となった者が契約を締結しないために損害が生じた場合は、当該相手方との契約金額の 100 分の 10 以上の金額の損害賠償を求める場合がある。
エ　契約の相手方の決定後、契約が確定するまでの間に当該契約の相手方が公告に掲げる競争参加資格を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
（４）本公告に記載のない事項については、契約事務取扱規程の定めるところにより取り扱うこととする。

令和８年８月 21 日

契約責任者
高知県公立大学法人
理事長　　伊藤　博明